

意見書

平成19年7月20日

総務省情報通信政策局情報通信政策課
通信・放送法制企画室 御中

郵便番号 540-8511

(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんばちょう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3-15

(ふりがな) にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいいしや

氏 名 西日本電信電話株式会社

もりした しゅんぞう

代表取締役社長 森下 俊三

「『通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ』に対する意見募集」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>【総論】</p> <p>情報通信分野においては、固定と移動、通信と放送等、様々な分野で従来の市場の枠を超えたサービスの融合化が進展し、様々な事業者が多様なサービス・ビジネスモデルの展開に取り組み始めているところであって、今後の市場の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているところです。</p> <p>従って、情報通信分野のダイナミックな発展及び、健全な競争の促進の観点からは、インフラ整備や新規サービス開発を進めようとしている事業者の意欲を殺ぎ、多様なサービス・ビジネスモデルの展開の芽を摘むことがないよう、まずは各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹し、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づく事前規制をかけないなど、規制は必要最小限にとどめることが適当であり、その旨を基本的な考え方として明記することが必要と考えます。</p>	
11 頁	10 行～ 22 行	<p>4 プラットフォームに関する法体系のあり方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>インターネット（開放）網においては、伝送サービス提供事業者がオープンアクセス等の規制を受け一方で、通信インフラをコンテンツ配信・商取引・公的サービス提供基盤として運用するために必須となるこれらプラットフォーム機能について、「ネットワーク外部性」等により周辺市場を含めた寡占化傾向が見受けられる。このため、「プラットフォーム機能」が新たなボトルネックを形成し、事業者の自由で健全な経済活動</p>	<p>現在、情報通信分野においては、多様な事業者が多様なサービス・ビジネスモデルの展開に向けて取り組み始めている段階にあります。そもそもプラットフォームをどのように開発・構築してオープン性を持たせるかは各事業者の事業戦略・競争戦略であることから、技術革新・サービス創造の妨げにならないよう、事前規制を課すことは当面差し控え、まずは国際競争力を有するプラットフォームビジネスの形成を促進すべきと考えます。</p>

		<p>だけでなく、情報の自由な流通をも阻害するおそれがある。</p> <p>ユビキタスネット社会の健全な形成という観点から、このようなネットワークの機能・構造の変化を踏まえ、ネットワークにおける事業者間の自由かつ公正な競争を促進するため、必要な範囲でプラットフォーム機能に対しても、例えばサービス提供における不当な差別的取扱いの禁止など、オープン性を確保するための規律を、その必要性も含めて検討することが必要である。ただし、プラットフォーム機能については、技術革新に対応して最も変化の激しい分野であり、一定の規律を適用する場合にもその必要性について不断に見直すことが求められる。</p>	
12 頁	37 行－ 39 行	<p>4 プラットフォームに関する法体系のあり方</p> <p>(2) プラットフォーム規律のアプローチ</p> <p>プラットフォーム機能は、伝送インフラとともに伝送サービスの一部として提供される場合があり、その場合、伝送サービスにおける規律をプラットフォーム機能まで適用することが考えられる。</p>	<p>伝送インフラにおける設備のボトルネック性に起因する市場支配力が他のレイヤーに及ぼす影響については、線路敷設基盤を含め、アクセス網において世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しているなど、ボトルネック設備や局舎等の徹底したオープン化によって遮断されています。</p> <p>従って、プラットフォーム機能が伝送インフラとともにその一部として提供されるからといって、プラットフォームにボトルネック性が認められないにも拘わらず事前規制を課すことは不適切であると考えます。</p>

17 頁	5 行 – 11 行	<p>6 レイヤー間の規律のあり方</p> <p>(3) レイヤーを超えた垂直型兼営規律</p> <p>レイヤーを超えた垂直型事業統合・連携は原則として事業者の経営判断に委ねることとする。しかし、事業者が割り当てられている有限希少な周波数や保有しているボトルネック設備を梃子にして競争事業者の参入を阻止することで、自由な事業展開が妨げられるおそれがある。従って、自由な経営判断に基づく企業の事業展開を尊重しつつ、ロックイン効果や寡占性などが認められ、メディアの多元性確保・公正競争促進が妨げられる場合には、必要な限度で垂直型事業統合・兼営の制限など制度的に措置することについて、必要性を検討する必要がある。</p>	<p>ドコモ分社やN T T再編成（地域・長距離分離）時に設定された公正競争要件は、当時の競争他社の事業形態との同等性を確保するために実施されたものですが、I P技術の進展等により、現在では競争他社が固定・移動を含めた総合的な事業を営む等、市場環境が変化している中で、現状に合せた見直しが必要であると考えます。</p> <p>今後、レイヤーを超えたサービス統合・連携が進む中で、特定の事業者についてのみバンドルサービスの提供等に制約を設けることは、利用者利便の観点から適当ではありません。従って、垂直型事業統合・兼営の制限等に関する制度検討にあたっては、まずもって、利用者の視点に立つことが必要であると考えます。</p>
------	---------------	---	--